

## 相模原市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市（以下「市」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 市ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動若しくは宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号に規定する広告の範囲は、別に広報さがみはら及び市ホームページバナー広告掲載基準に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

サイズ	縦60ピクセル×横120ピクセル
画像形式	GIF（アニメーションGIFを除く）、JPEG、PNG
容量	4KB以内

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、市長が別に定める。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、3月単位とし、6月を超えない期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、掲載期間を別に定めることができるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告の掲載料)

第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、市長が別に定める。

2 第10条に規定する広告主は、前項の規定による掲載料（以下「広告掲載料」という。）を市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、市ホームページ等で公募するものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 市長は、公募を行うに当たって、第10条に規定する広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をするものとする。

（広告掲載の申込み）

第8条 掲載希望者は、相模原市ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告案の原稿及び市区町村民税の納税証明書を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。ただし、相模原市指名競争入札参加者選定規程（昭和42年相模原市告示18号）第3条第2項の規定により競争入札参加資格者名簿に登録した者で、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（14年4月1日施行）に基づく指名停止を受けていない者は、市区町村民税の納税証明書の提出を省略することができる。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載の決定）

第9条 市長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、掲載希望者の数が、第4条の規定による広告の枠数を超えたときは、先着順に決定するものを除き抽選により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者に、広告掲載決定通知書（第2号様式）又は広告否掲載決定通知書（第3号様式）により通知する。

（広告掲載内容の承諾）

第10条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書（第4号様式）を市長に提出する。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第11条 広告の内容及びデザインについては、市及び市ホームページの信用性等を損なうことのないよう、相模原市有料広告掲出に関する指針に定める広告審査会で審査を行うとともに、広告主と市が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、市長が別に定める。

（広告内容等の変更）

第12条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何ら

かの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市ホームページへの広告の掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告の掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、市長は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第15条 掲載期間内に、市の都合で市ホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない事由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第16条 市長は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告を市ホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに広聴広報課に連絡するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。